

令和2年度厚生労働科学研究費補助金  
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

「健康診査・保健指導における健診項目等の必要性、妥当性の検証、及び地域における健診実施体制の検討のための研究（19FA1008）」分担研究年度終了報告書

11. 健康診査の法的背景の整理

研究分担者 小池 創一 自治医科大学地域医療学センター 地域医療政策部門 教授

**研究要旨**

現在、各種制度下で実施されている健康診査（健康診断）の目的が、法令上どのように位置づけられているかを整理し、今後の望ましい方向性を検討する上での基礎資料とすることを目的とし、昨年度行った医療保険者や事業主が行う高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査、市町村が健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者に対しての行う健康診査に加え、本年度は、学校保健、母子保健に対象を広げ、検討を行なった。

母子保健、学校保健領域においても、健康診査の目的の位置づけが制度間でやはり異なっているものの、目的自体はいずれかのレベルに定められていた。

健康診査の目的をどこにどう位置づけるかが異なっている背景には、制度の建付けの違いが背景にあると考えられるが、より多くの関係者が関わる生涯を通じた健康づくりを進める上では、各制度の目的を関係者が共通認識を持つことが有益であると考えられた。

**A. 研究目的**

本分担研究の目的は、現在、各種制度下で実施されている健康診査（健康診断）の目的が、法令上どのように位置づけられているかを整理し、今後の望ましい方向性を検討する上での基礎資料とすることにある。

昨年度は、医療保険者や事業主が行う高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査、市町村が健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者に対しての行う健康診査としたが、本年度は、学校保健、母子保健に対象を広げ、検討を行なうこととした。

**B 研究方法**

法令については総務省行政管理局が運営する e-Gov の e-Gov 法令検索

([https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0100/](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)) を用いて確認した。

このうち、母子保健として実施する健康診査については、厚生労働省が平成 27 年 11 月 18 日に厚生労働科学審議会健康診査等専門委員会に提示した「健康診査に関する

る制度の比較」の他、「母子保健法の解釈と運用」<sup>1</sup>も参考にした。

### C. 研究結果

母子保健、学校保健に関する健康診査等の目的、他制度との関係、実施時期については、詳細を表1にまとめた。

#### (1) 母子保健関連の健康診査

母子保健関係の健診（妊婦健診、乳幼児健診、産婦健康診査）については、母子保健法の目的を、「国民保健の向上に寄与することにある」ことを示し、健康診査を他の措置と並べて例示しているが、健康診査そのものの目的は法律には定めていない。1歳6か月健診、3歳児健診については、通達の中に目的が示されていた。妊婦健診については、通達の中で健診の実施上、どんな点に重点を置かがしめされており、産婦健康診査については、事業の助成を行うことでどんな政策目標が達成されるかを通達に示すことで各健診の目的が明らかになるような構造となっていた。（表2）

表2 母子保健関連の健康診査の目的と根拠

健康診査の名称	健康診査の目的	根拠
妊婦健診	問診、診察及び検査計測により、妊娠経過、合併症、及び偶発症について観察し、かつ、流・早産、妊娠中毒症、子宮内胎児発育遅延の防止等の母・児の障害予防に重点をおく	母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（通達）

産婦健康診査	産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備	母子保健医療対策総合支援事業の実施について（通達）
乳幼児健診	<p>&lt;1歳6か月健診&gt;</p> <p>運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。</p> <p>&lt;3歳児健診&gt;</p> <p>視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、う蝕の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。</p>	乳幼児に対する健康診査の実施について（通達）

#### (2) 学校保健関連の健康診査

学校保健関係の健診（就学時健診、児童生徒の健診、教職員の健診）については、学校保健安全法第5条で、「学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断

<sup>1</sup> 厚生労働省子ども家庭局母子保健課監修 母子保健法の解釈と運用 7訂 中央法規出版株式会社 東京 2019年

(略)について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と定め、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るために健康診断を実施することが明確に規定されていた。さらに、健康診断の結果に基づきどのような措置をするかについても、健診ごとに、法律で定めており、各健診の目的は法律のレベルで明確であった。(表3)

表3 学校保健関連の健康診断の目的と根拠

健康診断の名称	健康診断の結果に基づき行なうべき措置	根拠
就学時健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療を勧告</li> <li>・保健上必要な助言を行う</li> <li>・義務教育の猶予、免除、特別支援学校への就学に関する指導</li> </ul>	学校保健安全法第12条(法律)
児童生徒の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の予防処置</li> <li>・治療を指示し</li> <li>・運動及び作業の軽減</li> </ul>	学校保健安全法第14条(法律)
教職員の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療を指示</li> <li>・勤務の軽減</li> </ul>	学校保健安全法第16条(法律)

#### D.考察

##### (1) 健診の法的背景の整理

母子保健に関連する健康診断については、実施が市町村の義務とされている1歳6か月健診、3歳児健診についてと、必要に応じて行うものとされており、法律の中で基準を厚生労働大臣が定めることとされている妊婦健診と、必要に応じて行い、基準について法律の中で明示的に定めるまではしていな

い産婦健康診査事業とで扱いが変わっているものと考えられる。

学校保健については、それぞれの健診ごとに、その目的が法律の中で定められているが、児童生徒及び教職員の健康診断の扱いが法律で大まかな時期(毎学年定期に実施し、必要があるときは臨時)と定め、具体的な時期を、児童生徒の定期の健康診断は毎学年6月30日まで、教職員の定期の健康診断については、学校の設置者が定める適切な時期とし、臨時の健康診断についてもどのような時期に実施するかについて省令(学校保健安全法施行規則)で定められている一方で、就学時健診は政令(学校保健安全法施行令)でその時期を定められている点が異なっていた。それぞれの健診は、実施は義務であるが、それぞれの健診の目的が異なっていることや、児童生徒等の健康診断については学校が、就学時健康診断は、市(特別区を含む)町村の教育委員会が行う(学校保健安全法第11条)ことも影響している可能性がある。

(2) 生涯を通じた健康づくりの視点からの制度間の調整は、学校保健について、「学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。」(学校保健安全法 第18条)と地域保健との連携が明記されている他、乳幼児健診については健康増進法に規定する健康診査等指針と調和がとれたものでなければならない(母子保健法第12条第2項)と定めるなど制度間の連携についても規定があった。特に、健康増進法に規定する健康診査等指針との整合性については、医療保険による特定健康診査、労働衛生対策(一般健康診断)、医療保険による保険事業の実施についても

同様の規定があり、制度間の調和について考慮されているものと考えることが出来る。

また、生涯を通じた健康づくりの基礎となる情報共有の仕組みについては、母子保健分野におけるデータヘルスの推進について社会保障審議会児童部会<sup>2</sup>で議論が行われており、乳幼児健診の受診の有無等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みを構築することや、標準的な電子的記録様式、最低限電子化すべき情報が議論され、乳幼児期・学童期の健康情報サービス工程表に、学校健診との連携に関する課題の整理として、文部科学省との連携等が記載、議論が進められており、今後の拡充が期待される。母子保健分野でのこれらの動きには、もともと母子手帳という共通プラットフォームがあったことが背景にあるかもしれない。

## E.結論

各種健康診査の目的が制度によって法令上どのように位置づけられているかを整理することを目的に、学校保健、母子保健を対象を広げた検証を行った。

健康診査の目的の位置づけは、昨年度検討を行った特定健康診査、一般健康診断（労働安全衛生法に基づく）、健康診査（健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者に対して行う）と同様、制度間でやはり異なっているものの、目的自体はいずれかのレベルで定められていた。

目的をどこにどう位置づけるかが異なっている背景には、制度の建付けの違いが背景

にあると考えられるが、より多くの関係者が関わる生涯を通じた健康づくりを進める上では、各制度の目的を関係者が共通認識を持つことが有益であると考えられた。

## F.研究発表

該当無し

## G.知的財産権の出願・登録状況

該当無し

<sup>2</sup> 平成31年3月4日 社会保障審議会児童部会資料8 母子保健分野におけるデータヘルスの推進について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000484470.pdf>

表1 健康診査に関する制度の比較

	学校保健		
	就学時健康診断	児童生徒の健康診断	教職員の健康診断
根拠法	学校保健安全法		
根拠となる法律の目的	学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に關し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に關し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資する(学校保健安全法第1条)		
健康診査の目的	市町村の教育委員会は、前条(注)の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第十七条第一項に規定する義務の履行若しくは免除又は特別支援学校への就学に關し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。(学校保健安全法 第12条)	学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に關する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。(学校保健安全法 第5条)	学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に關する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。(学校保健安全法 第5条)
法律	注 就学時の健康診断	学校においては、前条の健康診断(注)の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。(学校保健安全法 第14条) 注 児童生徒の健康診断	学校の設置者、前条の健康診断(注)の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。(学校保健安全法 第16条) 注 教職員の健康診断
政令			
省令			
告示			
通達		児童生徒等の健康診断には、家庭における健康観察を踏まえ、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし、児童生徒等の健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにすることで、健康教育の充実に役立てるという役割があることに留意すること。(26文科ス第96号 平成26年4月30日 文部科学省スポーツ・青少年局長 通知「学校保健安全法施行規則の一部改正等について(通知)」) 他の健康診断の検査項目と同様に①スクリーニング(学業に支障がないか、今後の発育に支障がないかチェックする)②健康教育(健康課題を認識し、生涯の健康の保持増進に役立てる)の2つを目的として四肢の検査を行います。(文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡 平成29年2月23日「児童生徒等の健康診断の四肢の検査のポイント」について)	
時期	法律	学校においては、毎学年定期に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。 2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。(学校保健安全法 第13条)	第十五条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。 2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。(学校保健安全法 第15条)
政令	時期について 就学時の健康診断 学齢簿が作成された後翌学年の初めから四月前(同令第五条、第七条、第十一条、第十四条、第十五条及び第十八条の二に規定する就学に關する手続の実施に支障がない場合にあっては、三月前)までの間に行うものとする 前項の規定にかかわらず、市町村の教育委員会は、同項の規定により定めた就学時の健康診断の実施日の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに就学予定者が記載された場合において、当該就学予定者が他の市町村の教育委員会が行う就学時の健康診断を受けていないときは、当該就学予定者について、速やかに就学時の健康診断を行うものとする。(学校保健安全法施行令第1条)		
省令		法第十三条第一項の健康診断(注1)は、毎学年、六月三十日までにを行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることができなかつた者に対しては、その事由のなくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。(学校保健安全法施行規則 第5条) 注1 児童生徒等の定期的健康診断 法第十三条第二項の健康診断は、次に掲げるような場合で必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。 一 感染症又は食中毒の発生したとき。 二 風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき。 三 夏季における休業日の直前又は直後 四 結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。 五 卒業のとき。 (学校保健安全法施行規則第10条) 注2 児童生徒等の臨時的健康診断	法第十五条第一項(注1)の健康診断の時期については、第五条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月三十日までに」とあるのは、「学校の設置者が定める適切な時期に」と読み替えるものとする。(学校保健安全法施行規則第12条) 注1 職員の定期的健康診断 法第十五条第二項の健康診断(注2)については、第十条(注3)の規定を準用する。校保健安全法施行規則第17条) 注2 職員の臨時的健康診断 注3 法第十三条第二項の健康診断は、次に掲げるような場合で必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。 一 感染症又は食中毒の発生したとき。 二 風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき。 三 夏季における休業日の直前又は直後 四 結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。 五 卒業のとき。(学校保健安全法施行規則第10条)
通達			
他制度との関係			健康診断の方法及び技術的基準については、文部科学省令で定める。 2 健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に關し必要な事項は、(中略)、第十三条及び第十五条の健康診断に關するものについては文部科学省令で定める。 3 前二項の文部科学省令は、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第九條第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行うこととする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。(学校保健安全法 第18条)
法律			
政令			
省令			
告示			
通達			

	母子保健法		
	妊婦健診	乳幼児健診	産婦健康診査事業
根拠法	母子保健法		
根拠となる法律の目的	母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。(母子保健法第1条)		
健康診査の目的			
法律			
政令			
省令			
告示			
通達	<p>妊娠月週数に応じた問診、診察及び検査計測により、<b>妊娠経過、合併症、及び偶発症について観察し、かつ、流産・早産、妊娠中毒症、子宮内胎児発育遅延の防止等の母・児の障害予防に重点をおくこと。</b>(平成八年一月二〇日 厚生省児童家庭局長通知 児発第九三四号 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について 第四 妊娠時の母性保健 2 健康診査)</p>	<p><b>&lt;1歳6か月健診&gt;</b>          幼児初期の身体発育、精神発達の中で歩行や言語等発達の標識が容易に得られる1歳6か月児のすべてに対して健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もつて幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。(乳幼児に対する健康診査の実施について(平成10年4月8日児発第285号 厚生省児童家庭局長通知))</p> <p><b>&lt;3歳児健康診査&gt;</b>          幼児期において幼児の健康・発達の個人的差異が比較的に明らかなり、保健、医療による対応の有無が、その後の成長に影響を及ぼす3歳児のすべてに対して健康診査を行い、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、う蝕の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もつて幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。(乳幼児に対する健康診査の実施について平成10年4月8日児発第285号 厚生省児童家庭局長通知))</p>	<p>産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等)(以下「産婦健康診査」という。))に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。</p> <p>令和2年6月17日 子発0617 第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 母子保健医療対策総合支援事業の実施について 別添13 産婦健康診査事業</p>
時期	<p>法律</p> <p>前条の健康診査(注1)のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準(注2)を定めるものとする。(母子保健法第13条)</p> <p>注1:1歳6か月健診と3歳児健診          注2:妊婦に対する健康診査についての望ましい基準          平成27年3月31日 厚生労働省告示第226号)</p>	<p>市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。</p> <p>一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児          二 満二歳を超え満四歳に達しない幼児(母子保健法第12条)</p> <p>前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。(母子保健法第13条)</p>	<p>前条(注)の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。(母子保健法第13条)</p> <p>注:1歳6か月健診と3歳児健診</p>
政令			
省令			
通達			産婦健康診査事業(平成29年度～)
他制度との関係			
法律	<p>市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>十三 母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業(子ども・子育て支援法 第59条)</p>	<p>市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。</p> <p>一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児          二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児          三 前項の厚生労働省令は、健康増進法(平成十四年法律第百三十九号)第九条第一項に規定する健康診査等指針(第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。)と調和が保たれたものでなければならない。(母子保健法 第十二条第二項)</p>	
政令			
省令			
告示			
通達			